

※権利制限につきまして

官公庁の組織内部における複製利用でご留意いただきたい点は、**著作権法第42条の「行政目的のための内部資料とする場合」**の複製についてです。

同条文は一見すると官公庁の職員の皆様は権利者の許諾を得ることなく著作物の複製利用が可能と理解されがちですが、「著作物は、立法または行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製し、または当該内部資料を利用する者との間で公衆送信を行い、もしくは受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類および用途、ならびにその複製の部数、およびその複製、公衆送信または伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」となっており、「**その必要と認められる限度において**」及び「**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない**」という制約が課されている点に留意が必要です。

著作権法の逐条解説書である**加戸守行著「著作権法逐条講義（七訂新版）」**（365～367頁）に同条第1項解説があり、『行政目的のため』とは「行政庁が国家意思等を決定し、行使するのに必要な場合をいう。執務参考資料として複製することは認められず、複製しなければ立法、行政の目的を十全に達成できないような場合であることを要する。」と限定されています。

文化庁「著作権テキスト令和7年版¹」85頁にも「単に職務参考用として新聞記事や書籍等をコピー等することは該当しません。」と解説されています。このほか、同庁HP「令和5年通常国会 著作権法改正について²」では、公衆送信について「クリッピングサービス等既存ビジネスを阻害するような、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、本条による公衆送信等はできず、原則通り著作権者等の許諾が必要となります。」との記載があります。

¹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/94283401_01.pdf

² https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/